

## 特定調停スキーム（廃業支援型）の活用例

- (1) 社歴45年のA社は、社長と経理を担当している妻、さらに専務取締役であるその息子のほか従業員8名にて、自社工場にて自動車部品を製造している。しかしながら、ここ10年間において、取引先の多くは海外からの調達にシフトして離れていく傾向にあり、とうとう最大の取引先からも来年の発注について半分以下とする旨の通告がなされてしまった。この最大の取引先に代わる取引先のあてはないため、来年は資金不足となってしまうことは明らかな状態であった。

社長から相談を受けた顧問税理士は、知り合いから事業再生を専門とする弁護士を紹介してもらい、A社はこの弁護士のアドバイスのもとに、今後の対応について検討を行った。検討の結果、自力にて事業継続することは難しく、適当なスポンサー（支援者）を探して協力を得るしか再建の途はないという結論に至ったものの、同業者はいずれも斜陽産業であるため支援するだけの資力はなく、スポンサーを探し出すことができなかった。

- (2) この結果、A社は廃業を決断するに至ったものの、仕掛かり中の製品の製造があるため、その製品の納品までは工場を稼働させることとし、それ以後の発注は受けない形で整理をし始めた。他方で、メインバンクであるB銀行のほか金融機関3行からの借入金が6億円残っており、工場を売却し、その他の資産を換価処分したとしても全額の弁済ができない状況であった。そこで、弁護士は、税理士や公認会計士等の専門家の協力を得て、A社が破産した場合の弁済可能額と、仕掛品を製品として納品するなど資産をできるだけ高額処分するなどしながら特定調停手続を利用して会社を清算した場合の弁済予定額を算出するとともに、社長の保証債務の免除を受けることを目的として、「経営者保証に関するガイドライン」に準拠し、将来に清算した場合の主たる債務及び保証人の保証債務の回収見込額と現時点において清算した場合の事業者の主たる債務の弁済計画及び保証債務の弁済計画をそれぞれ作成しました（手引き第2 3(1)）。

- (3) 社長は、弁護士とともにまずはメインバンクであるB銀行に赴き、次年度の受注状況から事業廃止を決断しなければならない状況であることを説明するとともに、A社の廃業までの手続は、破産手続ではなく、平成29年1月27日に日弁連が公表した「事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引き」に基づいた特定調停手続の中で金融機関との協議によって負債処理及び会社清算を進めたい旨、A社の金融負債の全てについて保証をしていた社長についても、「経営者保証に関するガイドライン」を適用する形にて、A社と一緒に特定調停にて保証債務処理を行いたい旨の申し入れを行った。

B銀行は、A社からの申し出を検討した結果、廃業となることはやむを得ず、またA社が破産した場合の予想配当額よりも、特定調停スキーム（廃業支援型）により清算する場合の予想配当額の方がより多くなることが確認できたため、A社の申し出を受けることとした。A社は、B銀行への説明の後、他の金融機関にも同様の説明をして、いずれの金融機関からも理解を得ることができた（手引き第2 3(2)、(3)）。

- (4) 最後の仕掛品を仕上げて納品を行った時点でA社は事業活動を停止したところ、商取引債権についてはそれまでに支払いをすべて済ませることができた。その後、工場については担保権者であるB銀行と相談して複数の不動産業者に購入先の紹介を依頼した上で、一番高額での申込みがあった先に売却し、これによって得た資金をB銀行に弁済した。また、従業員の協力を得て、残った資産の換価手続を実施し、これによって得た資金により、従業員の退職金と若干の租税公課を支払ったところ、その後の清算にかかる費用を除いて1000万円ほど現金が残ることとなった。他方、負債については、B銀行を含めた金融機関4行に対する3億円の金融負債が残ってしまった。

そこで、A社の弁護士は、各金融機関を集めた席上で、特定調停の申立てをするという会社の整理方針を改めて説明するとともに、A社及び社長の資産負債の内容、それぞれが破産した場合の予定配当額及び特定調停における弁済条件についての具体的な説明を行い、破産よりも高額な弁済ができることを示し、必要な資料を提出した。

- (5) これらの説明と資料提出を受け、各金融機関としてもA社の提案する負債処理方針について改めて理解を示したことから、A社及び社長は簡易裁判所に対して特定調停の申立てを行った（手引き第2 4）。
- (6) 裁判所における調停期日には、各金融機関の担当者とA社社長とA社代理人弁護士が出席し、A社側から改めてA社及び保証人たる社長の負債処理方針の説明がなされ、調停委員及び各金融機関との間で質疑応答がなされた（手引き第2 5(1)）。その結果、裁判所においても当事者双方において、A社側から提示された調停条項案についてはほぼ合意ができる見通しが立ったことから、次回期日において調停成立を予定することとした。一ヶ月後の第二回調停期日において、全金融機関からA社側提案の調停条項案に同意する旨の意向が確認できたため、調停成立となった（手引き第2 5(2)）。

その後、A社は調停条項に記載された弁済を実施し、金融機関から残債務の免除を受けたことから債務超過は解消され、通常清算手続を実施した。